

令和7年度の
協定

坂城町農作業標準賃金等協定協議会

農 作 業 標 準 賃 金・農 作 業 機 械 標 準 料 金

作業名		賃金又は料金（ ）内は前年度との増減		適用		
人力作業	農繁期作業 田植え・収穫		1,050円（＋ 35円）	1 時間当たり		
	一般作業		998円（＋ 50円）	//		
	剪定作業		1,990円（＋ 60円）	//		
	袋掛け作業		998円（＋ 50円）	//		
動力作業	トラクター耕うん	1 回目 2 回目	11,960円（＋ 320円） 9,940円（＋ 270円）	10 a 当たり	基盤整備していない田、5 a 未満の田及びワラを入れた場合は、それぞれ料金を加算する	※圃場条件・作業の難易・土質・圃場の大小等により料金を加算する
	すき起こし		11,730円（＋ 310円）	10 a 当たり		
	代かき作業		10,000円（＋ 250円）	10 a 当たり		
	田植え機	苗付 田植えのみ 苗のみ（1 箱） 苗運搬費	41,190円（＋1,710円） 12,800円（＋ 530円） 1,160円（＋ 40円） 1,660円（＋ 60円）	10 a 当たり （苗箱施薬代は別途）		
	自脱型コンバイン	ワラ切断 ワラ結束 運搬費	27,200円（＋1,360円） 28,200円（＋1,400円） 2,080円（＋ 70円）	10 a 当たり	倒伏、湿田の場合は20%増し	
	バインダー		13,040円（＋ 650円）	10 a 当たり （結束ひも付）		
	ハーベスター		11,000円（＋ 550円）	10 a 当たり（機械 1 人付）		
	バックホー		4,400円	1 時間当たり（オペレーター付） （運搬費別）		
	ワラ切断（カッター）		3,550円	1 時間当たり（燃料費別）		
	スピードスプレヤー（散布のみ）		3,950円	10 a 当たり（燃料・薬剤費別）		
	乗用草刈機		3,300円	10 a 当たり（使用料のみ、燃料費別）		

※最低賃金の改定により人力作業の賃金が長野県の最低賃金を下回ることになった場合は、改定の日から県の最低賃金を標準賃金とします。

◎問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82－3111（内線156） 直通75－6207

軽自動車税（種別割）のお知らせ

納付書は 5 月中旬にお届けします

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車（原付バイク）、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を 4 月 1 日現在所有している方に対して課税されます。月割りの課税や還付をすることはありません。なお、軽自動車（二輪除く）は初度検査年月（新車登録がされた日）によって年税額が異なりますのでご注意ください。

軽自動車 （家用）	年税額		
	平成 27 年 4 月 1 日以降 に新車新規検査を受け た車両	平成 24 年 4 月 1 日から平 成 27 年 3 月 31 日までに 新車新規検査を受けた車両	平成 24 年 3 月 31 日ま でに新車新規検査を受け た車両
四輪貨物	5,000 円	4,000 円	6,000 円
四輪乗用	10,800 円	7,200 円	12,900 円

納税通知書が届かない方へ

令和 7 年度軽自動車税の納税通知書は 5 月中旬に発送予定です。5 月下旬になってもお手元に届かない場合は下記問い合わせ先までご連絡ください。

口座振替による納付の方へ

令和 5 年 1 月から継続検査窓口で軽自動車税納付確認システム（軽 JNKS）を利用して、納付状況の確認できるようになりました。（小型二輪車については令和 7 年 4 月から対象）

これにより、納税証明書の提示が原則不要になりましたので、毎年 6 月中旬に郵送していた軽自動車納税証明書の送付を終了しました。ただし納期限（6 月 2 日）から 6 月中旬の間に車検を予定している方は、納付状況の確認に時間を要する場合がございますので、税務係までお問い合わせください。納税証明書が必要な場合は振替されたことがわかる通帳をお持ちいただき、税務係窓口までお越しください。

◎問い合わせ先 総務課税務係 ☎82－3111（内線143） 直通75－6206

